

**秦野市森林整備計画案に対する  
公告・縦覧結果について**

**1 意見募集期間**

令和5年1月16日（月）から同年2月15日（水）まで

**2 意見募集の周知方法**

広報はだの1月1日号及び市ホームページ

**3 計画案の公表方法**

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 森林ふれあい課における閲覧

**4 意見提出方法**

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

**5 提出された意見の内容及びその取扱い等**

内容分類	件数	意見への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
第1章 秦野市森林整備計画 策定の趣旨						
第2章 秦野市の森林・林業の 現状・課題とその解決に向けた 方策						
第3章 森林整備の方法						
付属資料						
その他全般	19	2	12	5		
計	19	2	12	5		

**※ 意見への対応区分**

- A：意見等の趣旨等を構想に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既に構想に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの
- D：構想に反映できないもの
- E：その他（感想、質問等）

秦野市森林整備計画案に対する意見一覧

No.	計画案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
1	その他全般	財源がないと計画が進まない。財源確保に取り組んでほしい。	B	水源環境保全税の継続について、県に要望していきます。
2	その他全般	ナラ枯れ対策や処分に市の財源を支出したのか。	B	公共施設等における危険木の伐採を行うとともに、建物や公衆用道路に被害を与えるおそれのある私有地の立木の伐採に補助を行っています。
3	その他全般	土砂崩れのような災害に対する規制や対策は盛り込まれているか。	B	安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）に従い行うものとし、開設に当たっては県が定める「神奈川県森林作業道作設指針」に従い開設し、安全性を確保しています。
4	その他全般	水源税の行方はどのようなか。	B	令和9年度以降の事業継続等を要望していきます。
5	その他全般	人の手を加えなければ守れない森林は、財源や人材を使ってもうまくやってほしい。	B	森林の状況を見える化し、採算が取れ林業事業者により木材生産できる森林、奥山など天然林化するべき森林などを見極め、限られた予算の中で優先順位をつけながらその森林に沿った対策を講じていきます。
6	その他全般	鳥獣被害との関係はどうか。	B	「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整第180号林野庁長官通知）及び神奈川県ニホンジカ管理計画の調査結果に基づき、特にニホンジカを対象に、造林地の食害防止及び下層植生の回復並びに新たな生息地におけるニホンジカの増加による森林への影響を未然に防ぐため、本計画が対象とする全ての森林（全ての林班：4,683ha）を鳥獣害防止森林区域として定め、対策を講じることとしています。
7	その他全般	広葉樹の整備について記載してほしい。	B	広葉樹林施業は、構成樹種が多様で階層構造が発達し安定した活力のある広葉樹林を目指す旨記載しております。広葉樹林の更新は、自然力を活用した天然下種更新または萌芽更新を基本とし、下層植生の乏しい森林では、森林の現況や自然条件に応じて下層植生の保護、土壌保全、かき起こし等の地表処理、受光伐、補助的な植栽等の適切な施業を組み合わせで行います。
8	その他全般	個人所有の里山林の管理に、市は関与しないのか。	B	原則として所有者が管理することになりますが、里山団体が保全再生活動を行ったり、ふるさと里山整備事業により整備しているところもあります。
9	その他全般	地図上に主な目標物があると位置が分かりやすい。	A	目標物について、記載いたします。
10	その他全般	SDGsについて言及する必要があるのではないのか。	A	4ページの国内外及び県の動向に追加します。
11	その他全般	鳥獣被害との関連性はあるのか。	B	「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整第180号林野庁長官通知）及び神奈川県ニホンジカ管理計画の調査結果に基づき、特にニホンジカを対象に、造林地の食害防止及び下層植生の回復並びに新たな生息地におけるニホンジカの増加による森林への影響を未然に防ぐため、本計画が対象とする全ての森林（全ての林班：4,683ha）を鳥獣害防止森林区域として定め、対策を講じることとしています。
12	その他全般	伐採した後、植樹は行うのか。	B	皆伐後は植樹し、一定の規模に育つまでは植生保護柵を設置し、成長につれて下草刈り、枝打ち等の手入れを行っています。
13	その他全般	今後植栽する樹種について、こうあるべきと考えているところはあるか。	C	採算の問題で、林道や作業道から200m以内は人工造林の対象樹種であるスギやヒノキとしたいと考えます。
14	その他全般	自伐型林業の可能性の検討状況はどうか。	C	人工林の約72%は手が入っている状態であり、広葉樹等の里山整備において自伐型林業の活用があると考えています。

秦野市森林整備計画案に対する意見一覧

No.	計画案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
15	その他全般	水源税、譲与税を活用するようお願いしたい。	B	両税を効果的に活用するとともに、水源税の継続について、引き続き県へ要望していきます。
16	その他全般	計画は何年開始か。目標は何か。	B	平成10年の森林法改正により全ての市町村が「市町村森林整備計画」を策定することになっています。「市町村森林整備計画」は、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想です。 地域にもっとも密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするものです。
17	その他全般	前計画のチェック、総括は現計画にどのように反映させたか。わかりやすい記載が求められる。	C	前計画については、森林施業者が整備計画に示した内容に基づき、取り組みを進めているものと考えております。前計画において数値目標等の記載がなかったため、今回の計画の10ページ及び13ページに整備目標を記載しています。また、わかりやすい記載を心がけます。
18	その他全般	林業の担い手確保、育成に力をいれてほしい。	C	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
19	その他全般	秦野産材の流通経路の確保、拡大に努めてほしい。	C	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。